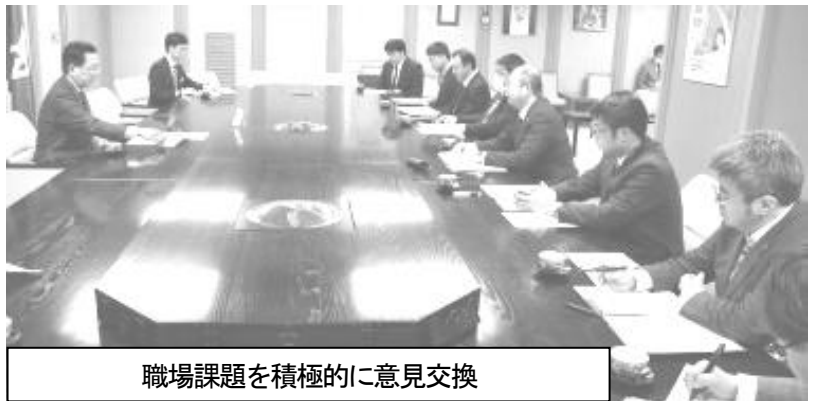


	号外	定価 1部2円	知事との意見交換は今回で8年連続。組合に結集するからこそフラットに話せる。引き続き改善要求を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2720
	第3種郵便物認可	岩手県庁内		2024年
		岩手県職員労働組合		12月19日

達増知事 12.11 県職労と達増知事との意見交換 県職労なくてはならない存在

仕事と生活の両立のため、県職労はますます重要

12月11日、県職労は、①「使用者たる知事としての職員の働き方への評価とコミュニケーションづくり」、②「労働組合視点での働き方改革」、③「知事にとっての労働組合(=県職労)組織に対する認識」を主なテーマに、達増知事と意見交換を行った。



職場課題を積極的に意見交換

達増知事は「健全な労使関係の下、相互信頼の精神に基づきながら、ともに県民福祉の増進に取り組んでいきたい」と述べ、県職労に対しての期待を寄せた。

労働組合運動の重要性は労使の共通認識。知事の発言を受け止めつつ、職場課題の改善に向け、年間闘争サイクルのスタートである2025春闘に結集していこう。

労働組合運動の重要性は労使の共通認識。知事の発言を受け止めつつ、職場課題の改善に向け、年間闘争サイクルのスタートである2025春闘に結集していこう。

①使用者たる知事としての職員の働き方への評価とコミュニケーションづくり

(県職労)組織のトップとして従業員たる職員とのコミュニケーションを深め、連携を強めていく必要がある。職員の働き方への知事の所感とコミュニケーション強化に向けた考えを伺いたい。

(達増知事)

大規模災害からの復興に、能登半島地震の派遣、本県初の豚熱対応等、業務の困難性が増す中、真摯に職務に精励していることに感謝する。県民サービスの担い手となる職員と課題認識を共有し、同じ意識での行政経営が重要。若手には知事と振興局職員との意見交換、若手有志の政策提案で、幹部には庁議や部課長研修で、全職員には年度初めや年頭の知事訓示で考えを伝えてきた。危機事案の際は、自ら現地に出向き感謝を伝えてきた。総合力を発揮できる風通しの良い職場環境をつくっていく。

⇒ (県職労)職員との関係性が深まれば、活力になる。今後もよろしくお願ひしたい。

(裏面へ続く)

②労働組合視点での働き方改革



(県職労) 男性育休も増えてきているが、依然として代替職員確保の不安等の声が多い。また、転勤族である以上、内示時期が遅く保育園等の確保が不安だとする声も多い。

県は働き方改革として子等の看護休暇の要件拡大や柔軟な勤務時間といった制度面の見直しを行っているが、所定の勤務時間内に職員が集中して業務を終えられる仕組み、数年先も含めて生活スタイルをイメージできる働き方こそが、真の働き方改革と考える。安心して子育てできる労働環境や日常からの職場体制（マンパワー）確保、人事異動への不安等、職員の率直な声に対する知事の所感を伺いたい。

(達増知事)

働き方のあるべき姿としても、組織パフォーマンスの発揮のためにも、仕事と家庭の両立支援、事務の効率化、柔軟な働き方は重要。男性育休は、庁議等で定期的に情報共有し、不安解消や主体的に育児に関わる意識醸成を図っている。育休代替職員配置等、組織体制の整備にも取り組んでいる。

フレックスタイムや在宅勤務拡充も進めてきた。今後も働き方改革を一層促進し、魅力ある職場をつくり、人材確保の好循環を生み出していきたい。

人事異動は、本人の希望や家庭事情等への配慮にできる限り努めている。本庁に初めて配置される若手職員の支援担当職員を配置する等、負担軽減に取り組んでいる。効率的な職務遂行やワークライフバランスに配慮した職場づくりに取り組んでいく。

③知事にとっての労働組合(=県職労)組織に対する認識

(県職労) 組合は、行政サービスの充実と発展を見据えながら、知事からは見えづらい、職場単位の職員の苦労や、県施策の推進姿勢とそれを担う職員実態の歯車のズレをかみ合わせる役割を担っている。知事にとっての県職労という組織の存在意義と組合の役割について、率直な考え方を伺いたい。

(達増知事)

働く人の視点で課題を抽出し、改善を図ることで職場の発展に寄与している県職労は、県にとって、なくてはならない存在。仕事と生活を両立できる職場環境づくりのため、県職労の存在はますます重要。私も県職労とともに、県民福祉の増進、県政の推進に取り組んでいきたい。

2024給与改定 差額支給は12月25日(水)

人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う差額支給について、県職労は「民間の4月時点での格差を埋めるもの。所得税や社会保険料への影響も大きく年内支給が必須」と強く訴えてきた。

県当局は「国の動向」を繰り返し差額支給時期の明言を避けてきたが、12月9日の給与条例可決を踏まえ、12月25日に支給することを、県職労として確認した。